別記様式(第５条関係)

議　　事　　録

会議の名称		令和８年福津市教育委員会第９回定例会
開催日時		令和８年９月２４日（木）　午前　９時３０分から　午前１０時３１分まで
開催場所		福津市役所　別館１階大ホールＡＢ
委員氏名		(1) 出席委員　薄教育長、農﨑委員、田中委員、村井委員、森委員 (2) 欠席委員　なし
出席職員職氏名		宮原教育部長、原尻教育部理事兼主幹指導主事、佐々木教育総務課長、波多野新設小学校準備室長、石井学校教育課長、芹野郷育推進課長、寺島文化財課長、藤岡参事兼主任指導主事兼新設小学校準備係長、鵜口主幹兼指導主事、千原指導主事兼教育指導係長、内兼久総務企画係長、古沢主事
会議	議題（内容）	・日程第　1　開会の宣言 ・日程第　2　議事録署名委員の指名について ・日程第　3　議案第３３号　福津市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について ・日程第　4　議案第３４号　全小中学校整備の第一歩として、宮司小学校（新設校）の体育館へ早期に冷暖房設備（クーラー）設置を求める請願書について ・日程第　5　諸報告 ・教育委員会スケジュールについて ・事務局職員の異動内示について ・令和８年度全国学力・学習状況調査の福津市結果・分析について ・日程第　6　閉会の宣言
	公開又は非公開の別	□公開　□非公開　■一部公開
	非公開の理由	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項の規定に該当するため。

	傍聴者の数	４名
	資料の名称	
議事録の作成方法		□録音テープを使用した全文記録
		■録音テープを使用した要点記録
		□要点記録
議事録署名委員氏名		薄教育長
		森委員
その他必要と認めた事項		

審議内容　（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

薄教育長：本日の会議には、４名の方から傍聴の申出があっている。
福津市教育委員会会議規則第１４条では、会議は公開すると規定している。よって、福津市教育委員会会議傍聴人規則第２条に基づき、本日の会議の傍聴については許可する。
事務局、入室をお願いする。
（傍聴人入室）
会場での傍聴については、福津市教育委員会会議傍聴人規則に基づき実施する。
会議の進行の妨げとなるような行為については控えるようお願いする。
また、携帯電話、パーソナルコンピューター等電子機器の電源は切るようお願いする。会議の模様の録画、録音、撮影も断る。守っていただけない場合は退室をお願いすることもあるのでご了承いただきたい。
日程第５、諸報告、事務局職員の異動内示については、発令前の人事案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項の規定に基づき、審議を時限非公開にすることを諮る予定である。
同じく諸報告、令和８年度全国学力・学習状況調査の福津市結果・分析については、国等においても学校ごとの調査結果など詳細な情報を公にしていない案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項の規定に基づき、審議内容を非公開にすることを諮る予定である。この場でお伝えする。

日程第１　開会の宣言

薄教育長：構成委員５名のうち、ただいまの出席数は５名で、定足数に達し、委員会は成立するため、令和８年福津市教育委員会第９回定例会を開会する。直ちに会議を開く。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおり。

日程第２　議事録署名委員の指名について
薄教育長：福津市教育委員会会議規則第１７条の規定に基づき、議事録は薄と森委員で確認、署名することとする。

日程第３　議案第３３号　福津市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について
薄教育長：事務局に説明を求める。
（石井課長が議案第３３号、福津市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について、会議資料を用いて説明）
薄教育長：本案に対する質疑を受ける。
無いようなので、質疑を終結する。
これより、議案第３３号を採決する。
議案第３３号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願う。
（賛成多数）
賛成多数である。よって、日程第３、議案第３３号、福津市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱については、原案のとおり可決された。

日程第４　議案第３４号　全小中学校整備の第一歩として、宮司小学校（新設校）の体育館へ早期に冷暖房設備（クーラー）設置を求める請願書について
薄教育長：事務局に提案理由の説明を求める。
（佐々木課長が議案第３４号、全小中学校整備の第一歩として、宮司小学校（新設校）の体育館へ早期に冷暖房設備（クーラー）設置を求める請願書について、会議資料を用いて説明）
薄教育長：福津市教育委員会請願処理規則第５条では、教育委員会は必要があると認めるときは、請願等をした者に対し出頭を求め、直接その趣旨を述べさせることができると規定している。
請願者本人から趣旨説明をさせる必要がある場合は請願者本人に出頭を求めたいと考える。
なお、請願者本人から趣旨説明の希望があっている。
請願者本人から、直接その趣旨を述べさせる必要があるかどうか、ご意見はあるか。
（委員からの意見なし）
薄教育長：趣旨を述べていただくということでよいか。
委員：はい。
薄教育長：それでは、請願者本人から直接請願の趣旨を説明していただくこととする。

請願者本人が本日の会議を傍聴しているとのことであるため、この場で説明を求めたい。
それでは、請願者は請願者席へ。
５分以内での説明をお願いする。

請願者１：この度、建設中の宮司小学校の体育館において、少しでも早い冷暖房設備の設置を強く希望し、市民の賛同署名を添えて提出した。
近年の猛暑は年々深刻化しており、児童の熱中症対策は急務である。私自身、子どもを持つ親として、真夏の体育館で汗だくになりながら活動する子どもたちがいることを思うと、熱中症で倒れてしまうのではないかと大きな不安を抱いている。
さらに、先の熊本地震や各地の災害でも明らかになったように、学校の体育館は、災害時における地域の指定避難場所であり、酷暑期の避難生活において市民全員の命と健康を守る重要拠点でもある。
現在、国も全国の小中学校体育館へのエアコン設置を推進しており、補助金などの財政支援策を活用することで、本市の実質負担を大きく軽減できる。
また、建設中の宮司小学校の体育館は、将来の設置を見据えた遮熱、断熱やダクト工事等が含まれて整備されていると伺っている。
新設工事中の今すぐの追加設置が難しいことは承知している。しかし、この施工上の強みと、国の補助制度を活かし、１日でも早く設置するという方針を定め、予算確保や準備へ即座に動き出していただくこと、そのためにも本日の教育委員会定例会で、本書請願を採択いただくことがスタートの起点になると思っている。
そして何よりも、請願の採択は市内全校整備への大きな第一歩になると思っている。
この呼びかけに対し、わずか１週間という極めて短い期間にも関わらず、１，１８４名もの賛同署名が寄せられた。さらに１８日に提出した後、今日までの間にも追加で６５名の方が署名し、全体で１，２４９名になっている。
これは１日も早く体育館にクーラーを入れてほしいという非常に多くの市民の切実な強い願いの表れの他にならない。
どうかこの声を汲み取り、１日も早い設置決定と迅速な対応を心よりお願い申し上げる。よろしくお願いする。

請願者２：私は、神興東小学校に子どもたちを通わせている。上の子は、来年４月に福間東中学校へ進学する。私の子どもたちは、宮司小学校には通わない。それでもこの請願に賛同している。
これは宮司小学校だけの問題ではなく、市内全ての学校に共通する課題だと考えているからである。
学校の体育館は授業だけで使われる場所ではない。

小学校でも、放課後にはバレーボールやバスケットボールなどの社会体育の活動で多くの子どもたちが汗を流している。
中学校では、朝練、放課後、土日の練習や試合とほぼ毎日体育館が使われている。
先日、中学校のバレー部員に話を聞いた。夏休みには糟屋地区や北九州地区の中学校を迎え、市内の３校で２日間試合をした際は、備品のボールが溶けるかと思うほどの暑さだったそうである。市外の生徒を迎える会場として、安全面でも心配な状況である。
冬は冬で寒さが厳しく、卒業式も大変寒い中で行われていると聞いている。子どもたちは今あった寒さに耐えながら、部活動や学校行事に取り組んでいる。
全ての学校に一度に設置するのは難しいと理解している。だからこそ、断熱などの準備が既に整い、最も少ない負担で早く設置できる宮司小学校から始めることが現実的で確かな一歩になると考える。
宮司小学校への早期設置を出発点として、市内全小・中学校の体育館の環境改善にも計画的に取り組んでいただけることを期待している。どうぞよろしくお願いする。

薄教育長：事務局からこの請願に対して何か発言はあるか。

宮原部長：始めに市内小中学校体育館等への空調設備の設置について、現在の状況を説明する。
請願でも触れているように、市内小中学校の体育館は、児童生徒の教育活動の場であるとともに、災害時には避難所としても利用される重要な役割を担う施設となる。
近年は、夏場の厳しい暑さが続いており、児童生徒が安全かつ快適に活動できる環境の確保や指定避難所等の居住性の向上を図るため、体育館への空調設備を設置することの必要性が高まっている。文部科学省も令和１７年度までに１００％の整備目標を掲げて、近隣自治体において急速に整備が進んでいる状況である。
本市でも、これまでの市議会の一般質問において、複数の議員から体育館の空調設置について継続して問われており、教育委員会だけでなく市としても繰り返し設置の必要性を答弁してきている。
そのような状況の中で、現在は空調設置の計画書を策定しながら、市内小中学校体育館等への空調設備の設置について市長部局との内部協議を進めているところである。
法令上の話となるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２１条第７項の「校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること」が教育委員会の権限とされ、同法第２２条第４項の「教育財産を取得し、及び処分すること。」が市長の職務権限と、それぞれにおいての権限が定められている。

現在は、同法第１条第４項に定められた総合教育会議において、福津市長と教育委員会が、教育政策の方向性を共有し、協議、調整を行うための会議を実施している。
本年８月６日に開催された総合教育会議においては、「市内小中学校体育館等への空調設備の設置」について、協議を行い、市の財政状況や人的資源の状況を踏まえて、様々な行政課題がある中で、空調設備の設置について、その重要性を確認し、今後も市の内部で検討し、市と教育委員会で連携・協議を進めていくこととされ、次の総合教育会議において進捗を報告していくこととされている。
また、請願で求められた宮司小学校体育館は、現在は建築中であり、令和９年４月の開校を目指している。新設の宮司小学校の体育館の空調設備は設置されることが望ましいものではあるが、現時点では市の方針決定がなく整備されないこととなっている。
今後の市と教育委員会との協議において、請願にあるように設備の整った宮司小学校や、学校運営で特に負担となっている過大規模校、災害時の避難所としての地域バランス等の様々な要件を総合的に判断し、整備の優先順位を判断して、スケジュールを定めていくこととなる。
検討段階ではあるが、財政的に大きな負担となることや人的配置も必要であることから、複数年で計画的に設置を進めていくことになるのではないかと考えている。
以上のことから、今回の「全小中学校整備の第一歩として、宮司小学校の体育館へ早期に冷暖房設備設置を求める請願」は、現在は市長部局と協議中であり、今後も市の方針決定を頂けるように協議を進めている状況である。

薄教育長：本件に関するご意見や関連する質疑を受ける。

田中委員：小中学校体育館等への空調設備の設置については、総合教育会議でも意見したが、必要性については、請願で言われた通りだと思う。
宗像市で小学生にスポーツを教えている。宗像市では、体育館に冷暖房が設置されているので、大会も多く開かれており、子どもたちも活動する時間が確保されている。また、スポーツで利用された後は、学童の子どもたちが遊べる場になっている。
そう考えると、福津市の場合は、どうしているのだろうか、子どもたちの教育活動が萎縮することや、地域スポーツで利用するときなどの面で空調設備は必要ではないかと先ほど請願者が言われたことは私自身も実感している。
また、千葉県など色々な災害が起こっている今、体育館は災害時の拠点や避難場所になる。おそらく空調設備等だけに限らず、色々な面を考えていると思うが、早く設置してほしいと思う。この思いはみんな同じだと思う。

設置についての計画は現在進行中と聞いている。本来は全小中学校に一斉に設置することが望ましいが、一斉にできない場合、どう順序立てて設置するかという計画を早く明確にしてほしい。そうすることで安心すると思う。
福津市のクラブの方から話を聞いたりするが、どの学校の保護者、ＰＴＡ、地域の方も自分の地区の学校に早く空調設備をしてほしいという思いがあると思う。
早く計画し、早期の実現を望んでいるので、よろしくお願いする。

村井委員：段階もあると思うが、どこの学校から設置するかというよりも、福津市の小中学校全てに空調設備を設置してほしい。子どもたちが活動できるように、地域の方が活動できるように、早期に空調設備を設置することを願いたいということで総合教育会議にて協議したが、まだ予算面で中々実現できていない点が一番のネックと思う。
請願の気持ちは分かるが、早期に空調設備を整えてほしいという保護者や地域の思いはどこも同じであると思う。
予算面もあるが、まずは、どの学校から進めるかという計画をお願いしたいと思う。

農﨑委員：請願者の２人の意見を聞き、ごもっともだなと思う。
現実、子どもたちが暑い中、汗だくで体育館で遊んでいることを思うと早く設置してほしい。早期と言っても近隣市町からは出遅れているので全然早くないが、市の財政が厳しいことをよく知っているので、市長をはじめ、行政で補助金などを考えて駆使してもらい、１校でも早く設置してほしいと思う。
請願にある新設校の宮司小学校からというのは、素人なのでどうなのか分からないが、宮司小学校なのか、他の学校なのか、これから市長が設置すると判断した段階で、少しでも市の負担がないよう色々な補助金を駆使し、宮司小学校も含め１２校に早期に設置してほしいと思う。思いは請願者の方と同じである。
早く設置するため、市長や行政の方に頑張ってもらいたいと思う。

森委員：空調を設置してほしいことについては、総合教育会議で十分議論し、積極的に意見が出されている状況であると思う。
設置に向け、方針決定を早急にしていきたいという市長部局の考えも知っている。
今回の請願は、順序性についての請願であると思う。順序性というのは基本的に客観的な公平性が担保されないといけない。
熱中症リスクや避難所の重要性、体育館の利用状況、児童生徒の配慮、施設工事の実施可能性など優先順位を決める評価項目のようなものをきちんと定め、優先順位を納得してもらわないといけない。

実施可能性は、おそらく新設校の宮司小学校のポイントが高いだろう。結果的に新設校の宮司小学校が１番になる可能性もあると思う。言いたいのは、新設校だから先に設置するなどと誤解されるといけないということである。
大前提として、空調は早く設置してほしいし、おそらくどの地域でもみんな自分の学校から設置してほしいと思う。
宮司小学校も含め、他の学校もすべて設置してほしいので、まず優先順位を付け、方針を内部で決定していく作業を進めてほしい。
請願は、今日の状況では、採決するのではなく、継続審議とするのがよいのではないか。

田中委員：請願や署名、そして代表して来られた請願者の方が教育委員会に向けて発していることは、しっかり真摯に受け止め、早期に計画性を持って進めてほしいという気持ちである。
そうしたら保護者や福津市の教育に携わる方、地域の方も安心すると思う。
おそらくすでに伝えていると思うが、このような思いであることを市長部局にもしっかり伝え、総合教育会議でもあったように、こういうことがあったということでしっかり受け止めていかなければならないと思う。

森委員：請願について、反対は全くしていない。
次の総合教育会議で、今日出された請願のようなことを言おうと思っていたところである。
心配なのは、なぜ新設校からなのかなどという問い合わせが出てきたときに、説明できるようにすることで、優先順位をきちんと決め、準備していくべきと思う。

薄教育長：これまでの委員の方々からの意見を踏まえると、皆様、必要性は感じているし、先日の総合教育会議でも意見を言っていただいた。
先ほど宮原部長の説明にもあったが、市長部局と教育委員会がそれぞれ考えていく中で、現時点で判断することは適当でないということで、採決に至ることが難しいのではないかと考えるがどうか。

森委員：継続審議にならないか。

薄教育長：今日の時点では、採決はせず、継続審議とし、判断ができるようになった時期の定例会で審議したいと思うがどうか。

森委員：本来は全校一斉に設置するのがよいが、難しい場合は、順序性が大事なので、その根拠資料を出してもらわないと判断しようがない。

薄教育長：次の総合教育会議では、今回の請願の内容等を市長にも聞いていただくというような手順をとっていこうと考える。

田中委員：早期に設置してほしいと思う。
来年の夏に工事するのであれば、もう今すぐにでも準備しない

と間に合わない。
宗像市が昨年、全校に設置したときは、おそらく秋冬から体育館を使用することができなかった。寒い中運動場で練習していたが、その結果、夏に空調設備を使用することができたので早期というのが大事ではないかと思う。
全校一斉に設置してほしいが、難しいのであれば、どの学校から設置するか分からないが、早く進めてほしい。

薄教育長：協議を早期に行い、実施に向けて、教育委員会としても進めていく。
それでは継続審議ということで、採決を行う。
議案第３４号を継続審議とすることに賛成の方は挙手願う。
（賛成多数）
賛成多数である。
よって、日程第４、議案第３４号「全小中学校整備の第一歩として、宮司小学校（新設校）の体育館へ早期に冷暖房設備（クーラー）設置を求める請願書について」は、継続審議とする。

日程第５　諸報告

薄教育長：教育委員会スケジュールについて。
（内兼久係長が教育委員会スケジュールについて、会議資料を用いて説明）

薄教育長：日程第５、諸報告、事務局職員の異動内示については、発令前の人事案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項の規定に基づき、審議を時限非公開にすることを発議する。
審議を時限非公開とすることに賛成の委員は挙手願う。
（賛成多数）
賛成多数である。
この案件については審議を公開しないことに決定する。
同じく諸報告、令和８年度全国学力・学習状況調査の福津市結果・分析については、国等においても学校ごとの調査結果など詳細な情報を公にしていない案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項の規定に基づき、審議内容を非公開にすることを発議する。
審議内容を非公開とすることに賛成の委員は挙手願う。
（賛成多数）
賛成多数である。
この案件については審議内容を公開しないことに決定する。
これ以降の報告事項は非公開となる。
非公開の報告事項の後にそのまま閉会するため、誠に恐れ入るが、傍聴の方はここまでで、退出をお願いする。

（傍聴人退出）

【時限非公開部分ここから】
事務局職員の異動内示について

薄教育長：事務局職員の異動内示について。
（宮原部長が事務局職員の異動内示について、会議資料を用いて説明）

【時限非公開部分ここまで】

【非公開部分ここから】
令和８年度全国学力・学習状況調査の福津市結果・分析について

[redacted]

【非公開部分ここまで】

日程第６　閉会宣言
薄教育長：以上で本日予定していた議事日程は全て終了した。
これで令和８年福津市教育委員会第９回定例会を閉会する。